

発議第 1 号

志木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を、別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 112 条及び志木市議会会議規則（昭和 49 年志木市議会規則第 1 号）
第 14 条の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 19 日

提出者 市議会議員 安 藤 圭 介

賛成者 市議会議員 鈴 木 潔

賛成者 市議会議員 吉 澤 富美夫

賛成者 市議会議員 阿 部 竜 一

志木市議会議長

今 村 弘 志 様

提 案 理 由

刑法の改正に伴い、規定の整備をしたいので、地方自治法第 14 条の
規定により、この案を提出するものである。

志木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

志木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年志木市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和７年６月１日から施行する。
- ２ この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。